別表

		委託料
一般型 （センター型）	5日型	8,398,000円以内
一般型 （ひろば型）	5日型	5,149,000円以内
	6～7日型	6,100,000円以内

ただし、一般型（ひろば型）において、同一建物内で一般型（センター型）が実施されている場合の委託料は、2,574,500円以内とする。

また、本市が特に常勤職員の配置を必要と認めた場合は8,398,000円以内（5日型）、8,973,000円以内（6～7日型）とし、第4条第2項の事業を実施した場合は3,306,000円以内を加算し、第4条第3項の事業を実施した場合は1,518,000円を加算する。

事業開始が年度の途中となる場合は次により算定された額による。

【一般型（センター型）】　5日型　699,833円以内×実施月数

【一般型（ひろば型）】　5日型　429,083円以内×実施月数
6～7日型　508,333円以内×実施月数

※常勤職員を配置する場合　5日型　699,833円以内×実施月数
6～7日型　747,750円以内×実施月数

※第4条第2項の事業を実施した場合5日型　275,500円以内×実施月数
※第4条第3項の事業を実施した場合　126,500円以内×実施月数